

令和4年度 原木生産支援事業実施要領

第1 趣旨

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材を活用した建築材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付する。

第2 支援金交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録する森林組合で、道内において原木生産を行い、次の全ての要件を満たす者とする。

- ①本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- ②公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- ③森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行っていないこと。
- ④原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないこと。

第3 交付の内容及び交付額

1 交付の内容

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月28日までの期間に実績報告が可能なものに対し、支援金を交付する。

2 交付額

原木生産量に、原木1 m³当たり 75円を乗じて得た額
ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合がある。

第4 事業の実施

1 支援金の交付申請

- (1) 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて、期日までに北海道森林組合連合会（以下「道森連」という。）に申請しなければならない。

○申請期間：令和5年1月31日（火）まで

○提出方法：郵送または持参

・郵送の場合は、当日(1/31)消印有効

・持参の受付時間は、受付窓口の執務時間とする。

○添付書類：①事業計画書（別紙様式2）

②誓約書（別紙様式3）

- (2) 道森連は、(1)の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、支援金の交付を決定し、別紙様式4により申請者に通知するものとする。

2 支援金等の変更

- (1) 支援金交付対象者は、支援金の交付決定後、交付事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ原木生産支援事業交付変更申請書（別紙様式5）に次に掲げる書類を添えて、道森連に申請し、承認を受けなければならない。ただし、交付金の額の20パーセントを超えない減の場合はこの限りではない。

なお、支援金の交付決定額の増額は、原則、認めないものとする。

○添付書類：①事業計画書（別紙様式2）

(2) 道森連は、(1)の交付変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められる場合、承認するものとする。

3 概算払

(1) 支援金交付対象者は、支援金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別紙様式6)に次に掲げる書類を添えて、道森連に申請しなければならない。

○添付書類：①材積集計表(別紙様式8)

②原木生産者、伐採方法(主伐・間伐等)、伐採場所(林小班)が確認できる書類

・森林所有者、国、道との原木生産に係る契約書の写し

・伐採届または森林経営計画書の写し など

③原木生産者、原木生産量、搬出年月日、伐採場所(林小班)が確認できる書類

・製材工場などが発行する受入伝票や、運送伝票、出荷伝票の写しなど

(2) 道森連は、(1)の概算払請求書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該支援金の概算払を決定し、その旨当該支援金交付対象者に通知するものとする。

4 事業の遂行状況報告

支援金交付対象者は、事業の遂行状況に関し、道森連から報告を求められたときは、指示された日までに状況を報告しなければならない。

5 実績報告等

(1) 支援金交付対象者は、事業完了後30日以内、若しくは令和5年2月28日のどちらか早い日までに、実績報告書(別紙様式7)に次に掲げる書類を添えて、道森連に実績を報告しなければならない。

○添付書類：①材積集計表(別紙様式8)

②原木生産者、伐採方法(主伐・間伐等)、伐採場所(林小班)が確認できる書類

・森林所有者、国、道との原木生産に係る契約書の写し

・伐採届または森林経営計画書の写し など

③原木生産者、原木生産量、搬出年月日、伐採場所(林小班)が確認できる書類

・製材工場などが発行する受入伝票や、運送伝票、出荷伝票の写しなど

※交付対象期間内に搬出できない場合は、次の書類

・現地材積野帳、はい積写真(位置情報を確認できるものに限る。)

(2) 道森連は、(1)の報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、支援金額を確定し、当該支援金交付対象者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

第5 その他

(1) 支援金を交付された者は、この事業に関する帳簿及び書類を備え、かつ、これを事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(2) この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。